〇右

同

〇右

同.....

〇右

出

· 先 機

第四百九十九号

令和四年 (水曜日)

目 次

〇右 公 告 県東 民地 局域 :

同..... 県三 県中 民儿 民南地 同 局域 局域 : = :

民北民地 局域 : = : =

同..... 県上 民地 民儿 局域 :  $\equiv$ 

県三

局域

:

 $\equiv$ 

 $\equiv$ 

:

〇右 台右

の実施……… (生活保安課) … 三

○警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施……… 同 :

껃

○警備員指導教育責任者講習

(新規取得講習)

公安委員会

収用委員会

監

理

課

:

六

## 建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

る。

令和四年八月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 大研工業株式会社

代表者の氏名 洞内麗子

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野五六の二

許可番号 青森県知事許可(般—三)第四八三六号

五 四 取消年月日 令和四年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実 令和四年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確 消防施設工事業に係る一般建設業の許可

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。 

建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和四年八月十七日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

代表者の氏名 赤坂大樹

商号又は名称

青葉設備工業株式会社

 $\equiv$ 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目三の二

許可番号 青森県知事許可 (般—二九) 第九三六七号

五 四 取消年月日 令和四年七月二十九日

商号又は名称

助川建設株式会社

代表者の氏名

助川岩雄

主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田口

五. 四

取消年月日

令和四年七月二十二日

許可番号

青森県知事許可

(般—三) 第一二五三七号

六

七

取消しの原因となった事実

管工事業に係る一般建設業の許可 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

六 取消しに係る建設業の許可

(2)

七

取消しの原因となった事実

令和四年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第

一項第五号の規定に該当する。

Ŧī. 四  $\equiv$ 

取消年月日 許可番号

青森県知事許可 令和四年七月二

(特—三) 第一二五三七号

一十二日

主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田二三の一

代表者の氏名

助川岩雄

商号又は名称

助川建設株式会社

取消しに係る建設業の許可

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、

建設業法

(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

七

取消しの原因となった事実

工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、

大工工事業、左官工事業、屋根工事業、

タイル・れんが・ブロック工事業、

内装仕上工事業、

熱絶縁工事業

及び建具工事業に係る特定建設業の許可

る

令和四年八月十七日

三 村

青森県知事

申

吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和四年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により

三三の

建設業者の許可を取り消したので、

る

令和四年八月十七日

青森県知事 三

村

申

吾

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和四年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により

 $\equiv$ 

代表者の氏名

坂田友和

商号又は名称

阪栄興業有限会社

主たる営業所の所在地

上北郡七戸町字天間舘倉越九六の六

四  $\equiv$ 

許可番号

青森県知事許可

(般—二九)

第一四六七六号

取消年月日

令和四年八月

日

建設業者の許可の取消し

(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、

建設業法

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る

令和四年八月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

六 五 取消しに係る建設業の許可

次のとおり

建築工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 令和二年十一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当す 届出に

る。

### 出 先 機 関

# 土地改良事業の工事の完了

律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法

令和四年八月十七日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

南	鳥	地
部	舌	区
町	内	名
備)(農道整備)中山間地域総合整備事業(農業用用排水施設整	農地整備事業(通作条件整備)	県営土地改良事業の名称
令和 三・二・10	平成三・10・元	年工 事完 日

土地改良事業の工事の完了

青

(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。 太郎須田地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法

令和四年八月十七日

上北地域県民局長 石 橋

県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業(ため池整備

工事完了年月日

令和四年三月十日 

土地改良事業の工事の完了

相坂平幹線用水路地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地

改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告す

る。

令和四年八月十七日

上北地域県民局長

石

橋

豊

県営土地改良事業の名称

水利施設整備事業

工事完了年月日

令和四年三月二十五日

### 安 委 員

# 青森県公安委員会告示第九十五号

う。 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)を次 に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。 のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項 )第二条の規定により公示する。 以下「講習規則」とい

令和四年八月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

講習の区分

豊

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

<u>-</u> 実施期間及び実施時間 令和四年九月二十六日(月)から同年十月四日

を除く。)の午前九時から午後四時五十五分まで(予定) (火) までの間 (土曜日及び日曜日

三 実施場所 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館(予定)

四 受講定員

三十五人(予定)

Ŧi. 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 .分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者 最近五年間に受講しようとする警備業務 (以下「当該警備業務」という。) 0)
- 2 下 係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明 警備員等の検定等に関する規則 」という。)の交付を受けている者 「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 以
- 3 る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の ている者 交付を受けた後、 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し
- 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。 項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 )に合格した 第一条第二 (昭和
- のに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るも
- 受講申込みの手続

六

1 受講申込みの受付期間等

受付期間

 $(\Box)$ 受付時間

令和四年八月二十九日 (月) から同年九月二日(金)までの間(予定)

午前九時から午後五時までの間

受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、 受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受講申込書の受付場所 受付を締め切る。

2

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3

こととし、郵送等による申込みは認めない。 六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

受講申込みの書類

疎明する次の書面一通を添付すること。 頁 メートルの写真一葉を貼り付けること。)一通に、受講対象者に該当することを 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、 上三分身、 無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ 正

- 者等の作成に係る書面 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業 以 下 「警備業務従事証明書」という。 )及び履歴書
- る。 五の2に該当する場合には、 )の合格証明書の写し 一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

(--)

- $(\Xi)$ る。 五の3に該当する場合には、 )の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限
- 限る。)の合格証の写し 五の4に該当する場合には、 旧 一級検定(当該警備業務の区分に係るものに

(四)

- (H.) 限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書 五の5に該当する場合には、 旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに
- 5 受講手数料

ること。 受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、 受講申込書提出時に納入す

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対
- 講習修了証明書を交付する。
- 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

青森県警察本部生活安全部生活保安課

1

電話〇一七—七二三—四二一一

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

2

青森県公安委員会告示第九十六号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。 以下「法」という。)第二十二条第二項

という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外 習等に関する規則 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員 るので、 の警備業務の区分に係る講習。 )第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 講習規則第二条の規定により公示する。 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。 以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施す 以下「講習規則」とい (以下「資格者証等」

令和四年八月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

### 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

## 実施期間及び実施時間

令和四年九月二十九日 木 から同年十月四日 (火) までの間 (土曜日及び日曜

日を除く。)の午前九時から午後四時五十五分まで(予定)

### 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館(予定)

#### 四 受講定員

五人(予定)

### Ŧi. 受講対象者

う。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、か 受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」とい 次のいずれかに該当する者とする。

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三

年以上である者

- 係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書 警備員等の検定等に関する規則 「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に という。)の交付を受けている者 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 (以下「合格証明 以
- 3 交付を受けた後、 検定規則第四条に規定する二級の検定 )に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し (当該警備業務の区分に係るものに限

項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した 六十一年国家公安委員会規則第五号。 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 以 下 「旧検定規則」という。 第一条第二

5

以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者 のに限る。)に合格した警備員であって、 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 当該検定に合格した後、 (当該警備業務の区分に係るも 継続して一年

## 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

### 受付期間

令和四年八月三十日(火)から同年九月二日(金)までの間(予定)

#### (\_\_\_\_) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

受付の締切り

受付を締め切る。 受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う 申込方法

## 受講申込みの書類

こととし、郵送等による申込みは認めない。

書面 画 務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の メートルの写真一葉を貼り付けること。) 一通及び既に交付を受けている警備業 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、 一通を添付すること。 無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ

- 者等の作成に係る書面 五の1に該当する場合には、 以 下 「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 警備業務に従事していたことを証明する警備業
- る。)の合格証明書の写し 五の2に該当する場合には、 一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限

- $(\equiv)$ る。 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限 )の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 限る。)の合格証の写し 五の4に該当する場合には、 旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに
- (<u>Fi.</u>) 限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書 五の5に該当する場合には、 旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに
- 受講手数料

5

ること。 受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す

講習受付時間

七

八

その他

1

講習受講後、修了考査を行い、

講習に係る事項を修得したと認められる者に対

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

受講者は、筆記用具を持参すること。 講習修了証明書を交付する。

2 受講申込みに関する問合せ先

九

1

電話〇一七—七二三—四二一一 青森県警察本部生活安全部生活保安課

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

2

#### 収 用 委 員

### 公示による通知

よる通知を行う。 書類を通知するに当たり、 六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の 土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第

令和四年八月十七日

青森県収用委員会会長 赤 津

重

光

通知すべき書類の名称 審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

通知すべき書類の保管場所 青森県県土整備部監理課内

三

四

その他 一の書類は、令和四年九月二日を経過した時をもって通知があったものとみなさ

別表

れます。

星とき子	氏 名
不明 ただし、本籍地 北海道旭川市春光二条九丁目364番地	住 所

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人) 定価

毎週月・水・金曜日発行

小口一枚ニ付十五円